

令和3年度 第5回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

令和3年7月28日（水）午後2時 開議  
宮古島市役所庁舎 3階 会議室②

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（令和3年度第4回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第10号 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
- 日程第5 議案第11号 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の  
制定について
- 日程第6 議案第12号 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第13号 宮古島市歴史文化資料館設置条例について
- 日程第8 議案第14号 宮古島市歴史文化資料館設置条例施行規則について
- 日程第9 議案第15号 宮古島市文化財保護審議会委員の委嘱承認について
- 日程第10 議案第16号 宮古島市史編さん委員委嘱承認について
- 日程第11 そ の 他

議案第1.0号

宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部改正により、教職員の服務を監督する教育委員会として教職員の正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図る必要があるので、本案を提案します。

改正の法律を

## 宮古島市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）の一部を次のように改正する。

第25条を第26条とし、第21条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。

第20条中「第16条及び第17条」を「第17条及び第18条」に改め、同条を第21条とし、第8条から第19条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

（職員の業務量の適切な管理）

第8条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項の教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第6条の正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当

たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を  
を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が定める。  
様式第5号及び様式第6号中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

様式第7号中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、様式第8号中「第11条関係」を「第12条関係」に改める。

様式第9号及び様式第9号の2中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

様式第10号中「第16条関係」を「第17条関係」に改め、様式第11号中「第17条関係」を「第18条関係」に改め、様式第12号中「第18条関係」を「第19条関係」に改め、様式第13号中「第19条関係」を「第20条関係」に改め、様式第14号中「第21条関係」を「第22条関係」に改め、様式第15号中「第22条関係」を「第23条関係」に改め、様式第16号中「第23条関係」を「第24条関係」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

宮古島市立学校職員服務規程（平成17年宮古島市教育委員会訓令第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>宮古島市立学校職員服務規程</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会訓令第11号</p>	<p>宮古島市立学校職員服務規程</p> <p>平成17年10月1日 教育委員会訓令第11号</p> <p><u>（職員の業務量の適切な管理）</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第2条第2項の教育職員（以下この条において「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員の在校等時間（教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間（沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第6条の正規の勤務時間をいう。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p> <p>(1) <u>1か月について45時間</u></p> <p>(2) <u>1年について360時間</u></p> <p><u>2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。</u></p>

(勤務場所を離れる場合)

第8条 (略)

(研修承認の手続)

第9条 (略)

(職務に専念する義務免除の手続)

第10条 (略)

(出張の復命)

第11条 (略)

(有給休暇の取扱い)

第12条 (略)

(欠勤)

第13条 (略)

(有給休暇中の出勤)

第14条 (略)

(1) 1か月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育長が定める。

(勤務場所を離れる場合)

第9条 (略)

(研修承認の手続)

第10条 (略)

(職務に専念する義務免除の手続)

第11条 (略)

(出張の復命)

第12条 (略)

(有給休暇の取扱い)

第13条 (略)

(欠勤)

第14条 (略)

(有給休暇中の出勤)

第15条 (略)

(不在中の授業、事務の処理)

第15条 (略)

(秘密事項の発表の許可)

第16条 (略)

(営利企業等従事許可の手続)

第17条 (略)

(教育に関する兼職又は兼務承認の手続)

第18条 (略)

(営利企業等を離職した場合の手続)

第19条 (略)

(団体等兼離職の手続)

第20条 職員は、第16条及び第17条に規定する手続を必要としない国家公務員、地方公務員及び各種団体の職員の職を兼職する場合又はその兼職を離職した場合は、団体等兼(離)職届(様式第13号)を提出しなければならない。

(物品の整理保管)

第21条 (略)

(身分証明書)

第22条 (略)

(職員住所録)

第23条 (略)

(事務引継)

第24条 (略)

(不在中の授業、事務の処理)

第16条 (略)

(秘密事項の発表の許可)

第17条 (略)

(営利企業等従事許可の手続)

第18条 (略)

(教育に関する兼職又は兼務承認の手続)

第19条 (略)

(営利企業等を離職した場合の手続)

第20条 (略)

(団体等兼離職の手続)

第21条 職員は、第17条及び第18条に規定する手続を必要としない国家公務員、地方公務員及び各種団体の職員の職を兼職する場合又はその兼職を離職した場合は、団体等兼(離)職届(様式第13号)を提出しなければならない。

(物品の整理保管)

第22条 (略)

(身分証明書)

第23条 (略)

(職員住所録)

第24条 (略)

(事務引継)

第25条 (略)

(補則)

第25条 (略)

様式第5号 (第9条関係) (研修承認願)

(略)

様式第6号 (第9条関係) (研修承認整理簿)

(略)

様式第7号 (第10条関係)

(略)

様式第8号 (第11条関係)

(略)

様式第9号 (第13条関係)

(略)

様式第9号の2 (第13条関係)

(略)

様式第10号 (第16条関係)

(略)

様式第11号 (第17条関係)

(略)

様式第12号 (第18条関係)

(略)

様式第13号 (第19条関係)

(略)

様式第14号 (第21条関係)

(補則)

第26条 (略)

様式第5号 (第10条関係) (研修承認願)

(略)

様式第6号 (第10条関係) (研修承認整理簿)

(略)

様式第7号 (第11条関係)

(略)

様式第8号 (第12条関係)

(略)

様式第9号 (第14条関係)

(略)

様式第9号の2 (第14条関係)

(略)

様式第10号 (第17条関係)

(略)

様式第11号 (第18条関係)

(略)

様式第12号 (第19条関係)

(略)

様式第13号 (第20条関係)

(略)

様式第14号 (第22条関係)



(略)

様式第15号 (第22条関係)

(略)

様式第16号 (第23条関係)

(略)

(略)

様式第15号 (第23条関係)

(略)

様式第16号 (第24条関係)

(略)

## 宮古島市立学校職員服務規程の一部改正の概要

### 改正の経緯及び必要性

(1) 公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の一部が改正され、文部科学大臣は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資することを目的として、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとなった。

(2) (1)の指針に基づき、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を改正し、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、教育職員のサービスを監督する教育委員会が定めるところにより行うものとされたことから、同措置について規程で定める必要がある。

### 改正の概要

- (1) 教育委員会は、教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1か月に45時間以内かつ1年に360時間以内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。（第8条第1項関係）
- (2) 教育委員会は、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等があった場合、教育職員が所定の勤務時間以外の時間において業務を行う時間を、1か月に100時間未満かつ1年に720時間以内等とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。（第8条第2項関係）
- (3) 教育委員会は、その他必要な事項について別に定める。（第8条第3項関係）
- (4) この規則は、公布の日から施行する。（附則）

### 根拠法令

- (1) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和元年法律第72号）
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）

令和3年7月29日

宮古島市立小・中学校長 殿

宮古島市教育委員会  
教育長 大城裕子  
(公印省略)

教育職員の適切な業務量の管理について (通知)

みだしのことについて、宮古島市立学校職員服務規程第8条に基づき、教育職員の適切な業務量の管理を行うこととなっています。

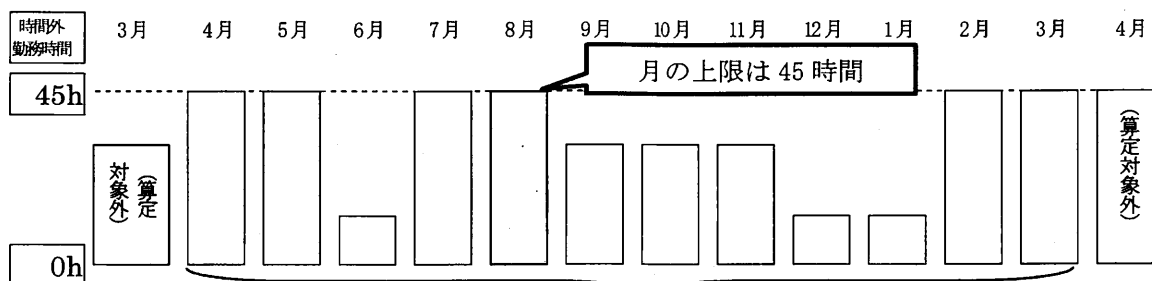
つきましては、所属長は、本規程の周知及び適正な労務管理についての取り組みをよろしくお願いします。

記

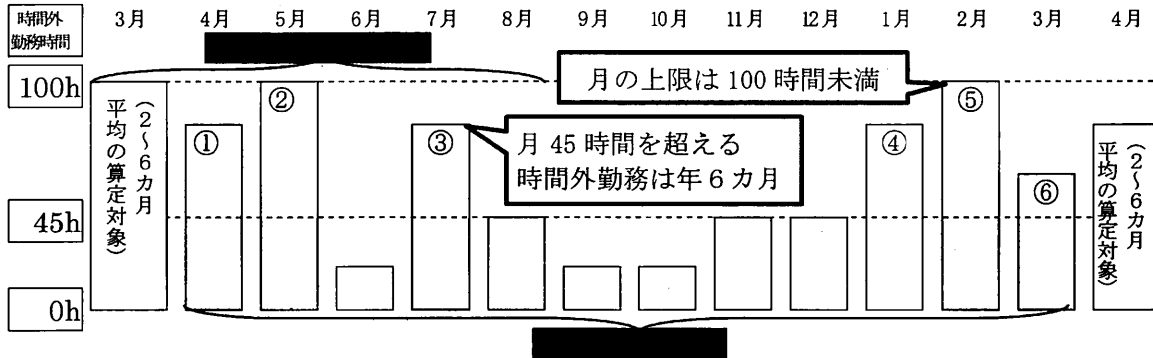
1. 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限

区分	上限時間及び月数
【原則】	① 月 45 時間以下 <i>1日24時間</i> ② 年 360 時間以下
【例外】：児童生徒等に係る通常 予見することができない業務 量の大幅な増加等に伴い、一 時的又は突発的に所定の勤務 時間外に業務を行わざるを得 ない場合	① 月 100 時間未満 <i>105h 平均 45</i> ② 年 720 時間以下 ③ 連続する複数月の平均が月 80 時間以下 ④ 月 45 時間超は年 6 か月まで

【原則】イメージ



【例外】イメージ



2, 勤務時間の客観的な把握について

- (1) 出退勤システムによる在校等時間の確実な把握（校外で職務に従事している時間も、できる限り客観的に計測）
- (2) 休日に業務に従事する場合においても出退勤システムに打刻する。
- (3) 上限時間（連続する複数月の平均時間外在校等時間 80 時間以内、かつ、時間外在校等時間 45 時間超の月は年間 6 ヶ月まで）を超えた教育職員に医師による面接指導を促す。（宮古島市立小中学校安全衛生管理規程）*産別*

3, 時間外勤務の縮減に向けて

- (1) 定時退勤日の推進
- (2) リフレッシュウィークの設定 *月3日3日*
- (3) 会議等の統廃合、終了時間を意識した会議の工夫
- (4) 学校行事の抜本的な見直し
- (5) 中学校は、部活動の在り方に関する指針の遵守 *部活動の基本方針に基づいて*

4, 教育職員の勤務時間管理及び健康確保について

上記 1 の上限の範囲を超えないよう適正な労務管理が課されております。

特に、所要労働時間以外の勤務時間が月 80 時間を超えると職員の健康被害のリスクが高まる過労死ラインとされ、それを承知で黙認することは大きな責任問題となることが想定されます。

これまでの慣習にとらわれない抜本的な業務量の削減や効率化のほか、ストレスチェック受検の呼びかけや産業医による健康相談の活用など予防対策も含めた取組を強力に推進してまいりますようお願いいたします。

議案第11号

実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市教育委員会が主催となって、子どもたちを支える学びを実現できる教師の育成を図るための実践研究宮古島ラウンドテーブル事業を実施するには要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

## 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宮古島市に他の都道府県の教師が地域、学校種及び役職の枠を超えて集い、互いの成長のプロセスを共有しながら、子どもたちを支えるための学びを実現できる教師の育成を図るため、協働研究できる関係性や参加者の各自のネットワークを繋げ、地域を超えた教師コミュニティの場としての実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業（以下「事業」という。）を実施することで、参加者にとって互いの実践を傾聴し、語り合い、学び合える場となることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業は、宮古島市教育委員会が主催し、実施する。

### (実行委員会の設置等)

第3条 宮古島市教育委員会は、事業の実施に当たっては、実行委員会を設置する。

2 前項の実行委員会は、福井大学連合教職大学院の院生4人以内を実行委員として組織する。

3 実行委員の任期は、福井大学連合教職大学院での就学期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、実行委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

### (開催場所)

第5条 事業は、宮古島市内で実施する。

### (参加対象者)

第6条 事業の参加対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 宮古島市立幼稚園、小学校及び中学校の教諭等
- (2) 多良間村立幼稚園、小学校及び中学校の教諭等
- (3) 福井大学連合教職大学院生

(4) 関係教育機関の職員等

(費用)

第7条 事業の実施に係る費用は、福井大学連合教職大学院及び参加者の負担とする。

(庶務)

第8条 事業の庶務は、宮古島市教育委員会教育部学校教育課宮古島市立教育研究所にて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

### 【提案理由】

宮古島市教育委員会が主催となって、子どもたちを支える学びを実現できる教師の育成を図るための実践研究宮古島ラウンドテーブル事業を実施するには要綱を制定する必要があるので、本案を提案します。

### 実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、宮古島市に他の都道府県の教師が地域、学校種及び役職の枠を超えて集い、互いの成長のプロセスを共有しながら、子どもたちを支えるための学びを実現できる教師の育成を図るため、協働研究できる関係性や参加者の各自のネットワークを繋げ、地域を超えた教師コミュニティの場としての実践研究宮古島市ラウンドテーブル事業（以下「事業」という。）を実施することで、参加者にとって互いの実践を傾聴し、語り合い、学び合える場となることを目的とする。

#### (実施主体)

第2条 事業は、宮古島市教育委員会が主催し、実施する。

#### (実行委員会の設置等)

第3条 宮古島市教育委員会は、事業の実施に当たっては、実行委員会を設置する。

2 前項の実行委員会は、福井大学連合教職大学院の院生4人以内を実行委員として組織する。

3 実行委員の任期は、福井大学連合教職大学院での就学期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 実行委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、実行委員会を招集し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、その職務を代理する。

#### (開催場所)

第5条 事業は、宮古島市内で実施する。



(参加対象者)

第6条 事業の参加対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 宮古島市立幼稚園、小学校及び中学校の教諭等
- (2) 多良間村立幼稚園、小学校及び中学校の教諭等
- (3) 福井大学連合教職大学院生
- (4) 関係教育機関の職員等

(費用)

第7条 事業の実施に係る費用は、福井大学連合教職大学院及び参加者の負担とする。

(庶務)

第8条 事業の庶務は、宮古島市教育委員会教育部学校教育課宮古島市立教育研究所にて行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

## 宮古島ラウンドテーブル 2021 開催要項

テーマ：「子どもと共に学び、探究する教師をめざして」  
－探究って？協働って？学び合うこととは？－

### 1 趣旨

宮古島に他の都道県の教師が地域・学校種・役職の枠を超えて集い、互いの成長のプロセスを共有しながら、子どもたちを支えるための学びを実現できる教師像を考えることを目的とする。そのため、協働探究できる関係性や参加者の各自のネットワークを繋げ、地域を越えた教師コミュニティの場としてのラウンドテーブルを実施する。また、本ラウンドテーブルが、参加者にとって互いの実践を傾聴し、語り合い学び合える場となることを目指す。

- 2 主催等 主催：宮古島市教育委員会  
共催：福井大学連合教職大学院、多良間教育委員会  
主管：宮古島ラウンドテーブル実行委員会

3 日時 令和3年8月4日（水）8：30～14：40

4 会場 宮古島市役所総合庁舎2階大ホール

5 参加者 宮古島市立・多良間村立幼小中学校教諭等、福井大学連合教職大学院生、  
関係教育機関職員等

### 6 日程

- (1) 開会（8:30～8:49） 司会：上里公人（多良間村立多良間中学校 副実行委員長）
- ① 開会のことば 司会
  - ② 主催等挨拶 大城 裕子（宮古島市教育委員会教育長）  
柳澤 昌一（福井大学連合教職大学院研究科長）
  - ③ 趣旨説明 下地 美和子（宮古島市立狩俣小学校教頭・実行委員長）
  - ④ 諸連絡 砂川 睦紀（宮古島市立教育研究所指導主事）

### (2) ラウンドテーブル（8:50～14:29）

- ① 8：50 説明  
「ラウンドテーブルとは」 木村優（福井大学連合教職大学院 教授）
- ② 9：10 自己紹介：自分の地域のお国自慢、自分の学校の強みを紹介
- ③ 10：00 session I  
子どもたちの姿の共有から、教師の喜びや楽しさ、課題等を分かち合い、  
自身の実践を振り返る
- ④ 11：20 session II  
子どもの実態から、その子どもの学びを支える教師としての取り組み（実践）を  
語り、教師としての自身をとらえ直す。
- ⑤ 12：40 休憩
- ⑥ 13：40 session III  
教師の魅力や醍醐味を共有し、これからの展望を開く

### (3) 閉会（14:30～14:40）

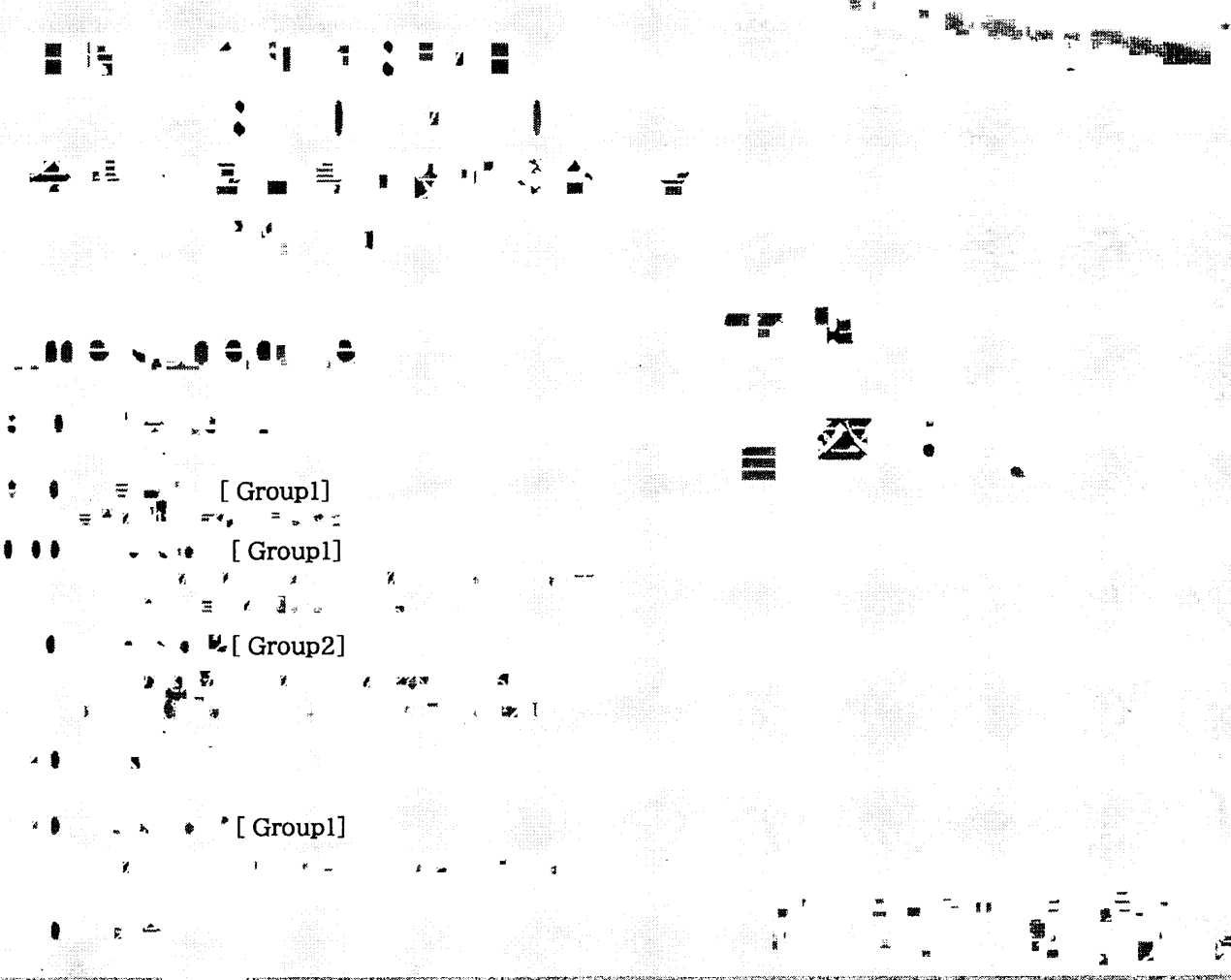
- ① 挨拶 福島昌子（福井大学大学院総合教職開発本部・東京サテライト代表）
- ② 閉会のことば 下地美和子（実行委員長）

協定 申請書  
事務局

# 宮古島 ラウンドテーブル2021

## 「子どもと共に学び、探究する教師をめざして」

～探究って？ 協働って？ 学び合うこととは？～



### ラウンドテーブルとは・・・

「ラウンドテーブル」では、4～5人ずつの小グループでテーブルを囲みながら、自分の実践を持ち寄り傾聴し、語り合います。参加者が自身の活動を省察すると同時に他者の実践を丁寧に聞き取るという交流の中で、これまでの固定観念や役割・常識から離れて新たな可能性を探っていく営みです。校種や職種、立場の違いを超え、気づきや学びを互いに提供する対話によって、認識を深めていくことを目的として行うものです。

実践の過程をじっくり語り・聞き合う場、実践を共有して協働探究できる関係がより広く培われていくことか、その後の実践への問いの深まりを支える拠り所になるといえます。

**参加申し込み〆切**

**7月15日（木）** 宮古地区定員約40名

PC・スマホから右の申し込みフォームをお願いします。



【お問い合わせ】

宮古島市立教育研究所

指導主事 砂川 睦紀

TEL 0980-73-1104

2125.mutsuki@city.miyakojima.lg.jp

申込URL：

<https://forms.gle/611KR9A7dtagcXSm7>

議案第12号

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のように提案する。

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

使用不可となった城辺トレーニングセンターの条例を廃止し、教育施設課より譲渡される旧砂川中学校の体育施設を追加する必要があるため、本案を提案します。

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成25年宮古島市条例第  
 35号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

宮古島市城辺トレーニングセンタ —	宮古島市城辺字福里579番地
----------------------	----------------

」を「

宮古島市砂川地区体育館	宮古島市城辺字砂川599番地
宮古島市砂川地区武道場	
宮古島市砂川地区屋外運動場	

」に改める。

別表第2中「

宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセンタ —	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	

」を「

宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	

宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市砂川地区体育館	
宮古島市砂川地区武道場	
宮古島市砂川地区屋外運動場	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	

」に改める。

別表第3の7の表を次のように改める。

7 砂川地区体育館及び砂川地区武道場

(1) 専用利用の場合

施設	利用区分	利用時間					
		9時～13時	13時～17時	17時～21時30分	9時～17時	13時～21時30分	9時～21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 5,500	円 7,700
	入場料を徴収しない場合 文化的催物及びプロスポーツ的な催物の場合	6,600	6,600	8,800	13,200	15,400	22,000

合							
入 場 料 を 徴 収 す る 場 合	文化的催物 の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。					
	プロスポー ツ的な催物 の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。					

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内	55円
一般	2時間以内	110円

(3) 砂川地区屋外運動場

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用利用以外の個人利用 の場合		無料

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成25年宮古島市条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																																												
<p>宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月3日 条例第35号</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古島市陸上競技場</td> <td>宮古島市平良字東仲宗根935番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市総合体育館</td> <td>宮古島市平良字東仲宗根675番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市民球場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1574番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市平良多目的屋内運動場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1575番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市多目的前福運動場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1574番地7</td> </tr> <tr> <td>宮古島市城辺陸上競技場</td> <td>宮古島市城辺字福里616番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市城辺トレーニングセンター</td> <td>宮古島市城辺字福里579番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市下地陸上競技場</td> <td>宮古島市下地字与那覇1581番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市下地体育館</td> <td>宮古島市下地字与那覇1590番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市上野陸上競技場</td> <td>宮古島市上野字宮国1750番地2</td> </tr> <tr> <td>宮古島市上野体育館</td> <td>宮古島市上野字宮国1746番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根935番地1	宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根675番地1	宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地1	宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根1575番地	宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地7	宮古島市城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里616番地	宮古島市城辺トレーニングセンター	宮古島市城辺字福里579番地	宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇1581番地	宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇1590番地	宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国1750番地2	宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国1746番地2	名称	開場時間			<p>宮古島市立体育施設の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成25年10月3日 条例第35号</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>施設の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮古島市陸上競技場</td> <td>宮古島市平良字東仲宗根935番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市総合体育館</td> <td>宮古島市平良字東仲宗根675番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市民球場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1574番地1</td> </tr> <tr> <td>宮古島市平良多目的屋内運動場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1575番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市多目的前福運動場</td> <td>宮古島市平良字西仲宗根1574番地7</td> </tr> <tr> <td>宮古島市城辺陸上競技場</td> <td>宮古島市城辺字福里616番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市砂川地区体育館</td> <td>宮古島市城辺字砂川599番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市砂川地区武道場</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>宮古島市砂川地区屋外運動場</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>宮古島市下地陸上競技場</td> <td>宮古島市下地字与那覇1581番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市下地体育館</td> <td>宮古島市下地字与那覇1590番地</td> </tr> <tr> <td>宮古島市上野陸上競技場</td> <td>宮古島市上野字宮国1750番地2</td> </tr> <tr> <td>宮古島市上野体育館</td> <td>宮古島市上野字宮国1746番地2</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第5条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">開場時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根935番地1	宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根675番地1	宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地1	宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根1575番地	宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地7	宮古島市城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里616番地	宮古島市砂川地区体育館	宮古島市城辺字砂川599番地	宮古島市砂川地区武道場		宮古島市砂川地区屋外運動場		宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇1581番地	宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇1590番地	宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国1750番地2	宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国1746番地2	名称	開場時間		
名称	位置																																																												
宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根935番地1																																																												
宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根675番地1																																																												
宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地1																																																												
宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根1575番地																																																												
宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地7																																																												
宮古島市城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里616番地																																																												
宮古島市城辺トレーニングセンター	宮古島市城辺字福里579番地																																																												
宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇1581番地																																																												
宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇1590番地																																																												
宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国1750番地2																																																												
宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国1746番地2																																																												
名称	開場時間																																																												
名称	位置																																																												
宮古島市陸上競技場	宮古島市平良字東仲宗根935番地1																																																												
宮古島市総合体育館	宮古島市平良字東仲宗根675番地1																																																												
宮古島市民球場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地1																																																												
宮古島市平良多目的屋内運動場	宮古島市平良字西仲宗根1575番地																																																												
宮古島市多目的前福運動場	宮古島市平良字西仲宗根1574番地7																																																												
宮古島市城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里616番地																																																												
宮古島市砂川地区体育館	宮古島市城辺字砂川599番地																																																												
宮古島市砂川地区武道場																																																													
宮古島市砂川地区屋外運動場																																																													
宮古島市下地陸上競技場	宮古島市下地字与那覇1581番地																																																												
宮古島市下地体育館	宮古島市下地字与那覇1590番地																																																												
宮古島市上野陸上競技場	宮古島市上野字宮国1750番地2																																																												
宮古島市上野体育館	宮古島市上野字宮国1746番地2																																																												
名称	開場時間																																																												



宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市城辺トレーニングセンター	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	

宮古島市陸上競技場	(1) 午前8時30分から午後9時30分まで
宮古島市総合体育館	
宮古島市民球場	
宮古島市平良多目的屋内運動場	
宮古島市多目的前福運動場	
宮古島市城辺陸上競技場	
宮古島市砂川地区体育館	
宮古島市砂川地区武道場	
宮古島市砂川地区屋外運動場	
宮古島市下地陸上競技場	
宮古島市下地体育館	
宮古島市上野陸上競技場	
宮古島市上野体育館	

別表第3 (第16条関係)

7 城辺トレーニングセンター

(1) 専用利用の使用料

施設	利用区分	利用時間					
		9時~13時	13時~17時	17時~19時30分	9時~17時	13時~19時30分	9時~21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 5,500	円 7,700
	入場 文化的催物及びプロス	6,600	6,600	8,800	13,200	15,400	22,000

別表第3 (第16条関係)

7 砂川地区体育館及び砂川地区武道場

(1) 専用利用の使用料

施設	利用区分	利用時間					
		9時~13時	13時~17時	17時~19時30分	9時~17時	13時~19時30分	9時~21時30分
一階運動室	アマチュアスポーツ等に利用する場合	円 2,200	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 5,500	円 7,700
	入場 文化的催物及びプロス	6,600	6,600	8,800	13,200	15,400	22,000

料を徴収しない場合	ポーツ的な催物の場合								
	入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。						
		プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。						

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

料を徴収しない場合	ロスポーツ的な催物の場合								
	入場料を徴収する場合	文化的催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の50人分を加算する。						
		プロスポーツ的な催物の場合	入場料を徴収しない場合の当該使用料のほか、最高入場料（税込）の100人分を加算する。						

備考

- ① 床面積の2分の1を区分して利用する場合は、使用料の2分の1の額とする。
- ② この表に定める利用時間を超えて使用した場合は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき、この表に定める使用料の額の2割相当額を加算する。

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

(2) 個人利用の場合

学生	2時間以内 55円
一般	2時間以内 110円

(3) 砂川地区屋外運動場

区分	時間	使用料
団体等の専用利用の場合	9時～13時	4,400円
	13時～19時	6,600円
	9時～19時	11,000円
専用利用以外の個人利用の場合		無料

議案第13号

宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市歴史文化資料館を新たに設置するためには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

議案第13号

宮古島市歴史文化資料館設置条例の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市歴史文化資料館を新たに設置するためには、条例を制定する必要があるため、本案を提出します。

## 宮古島市歴史文化資料館設置条例

### (設置)

第1条 宮古島市の歴史、民俗文化、自然科学、その他文化財等に関する調査研究を行い、その成果を市民に還元するとともに、無形文化財である宮古上布に関する技能を継承することにより、宮古島市の文化振興に資するため宮古島市歴史文化資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

### (名称及び位置)

第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宮古島市歴史文化資料館	宮古島市城辺字砂川 599 番地

### (管理)

第3条 資料館は、宮古島市教育委員会が管理する。

### (事業)

第4条 資料館における事業は、次のとおりとする。

- (1) 文化財の調査、研究、保護及び展示に関すること。
- (2) 文化財の維持管理に関すること
- (3) 宮古上布の技能継承に関すること
- (4) 市史編さんに関すること
- (5) その他教育長が必要と認める事業

### (使用許可)

第5条 教育長は、宮古上布の技能継承を行う団体又は教育長が特に必要と認めた団体等（以下「技能団体等」という。）に資料館の一部を無償で使用を許可することができる。

2 前項の使用許可を受けようとする技能団体等は、あらかじめ教育長に対し、使用許可を申請しなければならない。

### (委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

議案第14号

宮古島市歴史文化資料館設置条例施行規則の制定について

上記の議案を、別紙のように提案する

令和3年7月28日提出

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市歴史文化資料館を新たに設置し管理していくためには、施行規則を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

# 宮古島市歴史文化資料館設置条例施行規則

令和 年 月 日  
教育委員会規則第 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市歴史文化資料館設置条例(令和 年宮古島市条例第 号。以下「条例」という。)に基づき、宮古島市歴史文化資料館(以下「資料館」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(資料の展示)

- 第2条 条例第1条の目的を達するため、資料館に資料展示室を設ける。
- 2 資料展示室の開室時間は、午前9時から午後4時30分までとする。
  - 3 資料展示室を利用しようとする者は、前項の開室時間中に利用するものとする。
  - 4 資料展示室の入室料は無料とする。

(施設の使用許可)

第3条 資料館内の講座室等の施設を使用しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(施設の許可申請)

第4条 前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した宮古島市歴史文化資料館施設使用許可申請書(様式第1号)により、あらかじめ教育長に申請をしなければならない。申請した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 住所又は居所、氏名及び電話番号
- (2) 法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (3) 使用する施設の種類
- (4) 施設を使用する期間及び時間
- (5) その他教育長が必要があると認める事項



2 前項の書面には、教育長が必要があると認める書類を添付しなければならない。

(施設使用の許可基準)

第5条 教育長は、前条第1項の許可の申請内容が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 資料館の施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 資料館の施設の管理運営上支障があると認められるとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その利用が不適當であると認められるとき。

(施設使用許可の決定等)

第6条 教育長は、第4条第1項の申請への許可について、宮古島市歴史文化資料館施設使用許可書（様式第2号）により通知する。

(施設使用許可の条件)

第7条 教育長は、管理運営上必要があると認めるときは、前条の許可に条件を付することができる。

(施設使用許可の取消し等)

第8条 教育長は、第6条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を制限し、使用を停止し、使用の許可内容を変更又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この規則に違反し、又は教育長の指示に従わなかったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第3条の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の避けることのできない理由により必要があるとき。
- (6) 公益上必要があるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障を及ぼすおそれがあるとき。

2 前項の規定によりその使用を制限し、使用を停止し、使用の許可を変更し、又は使用の許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めは負わないものとする。

(入場の制限等)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対して、資料館への入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (3) 資料館の施設、設備器具等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (4) その他資料館の管理上必要な指示に従わない者

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(資料の利用)

第11条 学術上の研究のため資料館が収蔵する資料（以下「資料」という）を利用しようとする者は、あらかじめ資料利用許可申請書（様式第3号）を教育長に提出し、資料利用許可書（様式第4号）の交付を受けなければならない。

(資料の館外貸出し)

第12条 博物館、図書館、学校その他の団体から資料の館外貸出し申請について、教育長が適当と認めたものは資料の館外貸出しを受けることができる。

2 資料の館外貸出しを受けようとするものは、あらかじめ資料館外貸出し許可申請書(様式第5号)を教育長に提出し、資料館外貸出し許可書(様式第6号)の交付を受けなければならない。

3 資料の館外貸出し期間は、30日以内とする。ただし、教育長は、特に必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(損害賠償)

第13条 施設使用者及び資料の館外貸出しを受けた者は、自己の責めに帰すべき理由により、資料館の施設若しくは設備を損傷し、又は備品若しくは資料を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(休館日)

第14条 資料館の休館日は、宮古島市の休日をも定める条例(平成17年宮古島市条例第2号)の規定を準用する。 ( )

2 前項の規定にかかわらず教育長が必要と認める時は、臨時的に休館日を定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

宮古島市歴史文化資料館施設使用許可申請書

第 号  
年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

住所  
申請者  
氏名 (TEL )

次のとおり資料館を利用したいので許可くださるよう申請します。

日 時	年 月 日 ( 曜日)	時 分	から
	年 月 日 ( 曜日)	時 分	まで
目 的			
利用人数	人		
室 名	1階	2階	
責 任 者	住所 氏名	TEL	

課 長	補 佐	係 長	係	摘 要	

様式第2号 (第6条関係)

宮 教 生 第            号  
年    月    日

宮古島市歴史文化資料館施設使用許可書

様

宮古島市教育委員会教育長

次のとおり資料館の使用を許可します。

日 時	年 月 日 ( 曜日)		時 分から	
	年 月 日 ( 曜日)		時 分まで	
目 的				
利用人数	人			
室 名	1階		2階	
責 任 者	住所 氏名		TEL	

様式第3号(第11条関係)

資料利用許可申請書

年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

申請者 住所  
氏 名



下記のとおり宮古島市歴史文化資料館収蔵資料の利用をしたいので申請します。

記

利用目的				
利用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
	記号・番号	品 名	数量	備 考
その他参考事項				

様式第4号(第11条関係)

宮 教 生 第 号  
年 月 日

資料利用許可書

(申請者)様

宮古島市教育委員会教育長

下記のとおり資料の利用を許可します。

記

利用目的				
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所				
利用資料	記号・番号	品 名	数量	備 考
備 考				

- ※ 1 この許可書は、資料利用の際に提示すること。  
2 この許可書は、利用期間中携帯すること。

様式第5号(第12条関係)

資料館外貸出許可申請書

年 月 日

宮古島市教育委員会教育長 様

申請団体名  
所在地  
代表者氏名  
住所



(TEL )

下記のとおり宮古島市歴史文化資料館収蔵資料の館外貸出しを受けたいので申請します。

記

利用目的				
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで			
利用場所				
利用方法				
貸出資料	記号・番号	品名	数量	備考
輸送方法				
資料取扱責任者				



様式第6号(第12条関係)

宮 教 生 第            号  
年        月        日

資 料 館 外 貸 出 許 可 書

(申 請 者) 様

宮古島市教育委員会教育長

下記のとおり資料の館外貸出を許可します。

記

利 用 目 的				
貸 出 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
利 用 場 所				
利 用 方 法				
貸 出 資 料	記号・番号	品 名	数量	備 考
輸 送 方 法				

- ※ 1 この許可書は、資料利用の際に提示すること。
- 2 この許可書は、利用期間中携帯すること。

議案第15号

宮古島市文化財保護審議会委員の委員委嘱承認について  
宮古島市文化財保護審議会条例第4条及び第5条第1項に  
基づく委嘱の承認

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和3年7月28日

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市文化財保護審議会委員に欠員が生じたため、新に選任したいので、宮古島市文化財保護審議会例第4条及び第5条第1項の規定により、委員として委嘱する必要があるため、本案を提出します。

委員の氏名など : 添付 プロフィール

## 宮古島市文化財保護審議会委員

任期:自 令和2年 5月 1日  
至 令和4年 3月 31日

	氏名	住所	専門区分	備考	委嘱
1	シモジ カズヒロ 下地 和宏		考古	宮古島市史編さん委員長	現
2	サウ ノコ 佐藤 宣子		植物	宮古島市 市史編さん囑託員	現
3	キンジョウ トオル 金城 透		考古	沖縄県立宮古高等 学校校長	現
4	ナカチ クニヒロ 仲地 邦博		動物	宮古野鳥の会会長	現
5	ガナハ サトル 我那覇 念		歴史	元沖縄県立浦添高 等学校校長	現
6	ナカマ アキノリ 仲間 明典		郷土史	元市議会議員、元伊 良部町企画室長	現
7	シマダ コウ 島田 剛		海洋	宮古島市水産課	新

# ○宮古島市文化財保護審議会条例

平成17年10月1日

条例第211号

## (設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第190条第1項の規定に基づき、宮古島市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に宮古島市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

## (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を若干人置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

## (委嘱等)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

## (任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

## (会長等)

第6条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第9条 審議会委員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する規則（平成17年宮古島市規則第39号）に基づいて支給する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

議案第16号

宮古島市史編さん委員の委員委嘱承認について

宮古島市史編さん委員会規則第3条及び第4条に基づく委嘱の承認

上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和3年7月28日

宮古島市教育委員会  
教育長 大城 裕子

提案理由

宮古島市史編さん委員に欠員が生じたため、新たに選任したいので宮古島市史編さん委員会規則第3条及び第4条の規定により、委員として委嘱する必要があるため、本案を提出します。

委員の氏名など : 添付 プロフィール

宮古島市史編さん委員会委員名簿

任期:令和2年6月1日～令和4年3月31日

	名前	郵便番号	住所	所属	委嘱
1	上原 孝三	902 0075	[Redacted Address]	沖縄尚学高等学校教諭	現
2	川満 好信	906 0306		元宮古島市役所上下水道部長	現
3	久貝 勝盛	906 0015		宮古野鳥の会顧問	現
4	島尻 澤一	901 2201		元県立高等学校教諭／沖縄言語研究センター会員	現
5	下地 和宏	906 0013		宮古郷土史研究会会長	現
6	下地 利幸	906 0006		宮古郷土史研究会運営委員	現
7	下地 博盛	906 0101		元城辺町役場職員	現
8	城間 恒宏	901 2126		沖縄県教育庁 文化財課 史料編集班	現
9	平良 勝保	903 0801		沖縄大学非常勤講師	現
10	當山 昌直	900 0004		沖縄大学地域研究所特別研究員／沖縄生物学会会長	現
11	渡久山 章	903 0804		琉球大学名誉教授	現
12	豊見山 和行	903 0812		琉球大学大学院教授	現
13	仲地 邦博	906 0007		宮古野鳥の会会長	現
14	長濱 幸男	906 0011		元宮古島市教育委員会教育部長	現
15	スガワ ヒロアキ 砂川 博秋	906 0012		沖縄昆虫同好会	新

○宮古島市史編さん委員会規則

平成17年10月1日

教育委員会規則第47号

改正 平成22年4月23日教委規則第11号

平成22年5月25日教委規則第13号

令和元年12月26日教委規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮古島市附属機関設置条例（令和元年宮古島市条例第28号）第3条の規定に基づき、宮古島市史編さん委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則15・全改)

(担当事務)

第2条 委員会は、宮古島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市史編集に関する基本的大綱に関する事項
- (2) 市史編集に関する調査及び資料収集に関する事項
- (3) その他市史編集に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び市職員の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(平22教委規則11・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員及び副委員長を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。



(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(小委員会)

第8条 委員会は、必要に応じて小委員会を設け、これに職務の一部を委任することができる。

2 小委員会は、委任された事項を調査審議し、その結果を委員会に報告しなければならない。

3 小委員会の運営に関しては、前3条の規定をそれぞれ準用する。

(関係者の出席)

第9条 委員会において必要があると認めるときは関係者の出席を求め、必要な資料の提供を依頼し、又は意見を聴き、若しくは説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する事務は、生涯学習部生涯学習振興課において主管する。

(平22教委規則13・一部改正、令元教委規則15・旧第11条繰上)

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令元教委規則15・旧第12条繰上)

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月23日教委規則第11号)

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成22年5月25日教委規則第13号)

この規則は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (令和元年12月26日教委規則第15号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。